宮台、字松相濱道、字松相卯高入付、字城ノ内卯高入、字城ノ内卯高入付、字溝代新田、字卯高、字卯高入付、字卯高入付上、字大坪新田、字大根下、字大坪新畑、字大坪新開、字神ノ道、字神野、字神野下、字蟹道卯高、字蟹道戌高、字大井戌高、字南卯高、字卯高入添、字仲卯高、字大戌高、字北戌高、字東新田、字砂畑一、字砂畑二、字砂畑三、字砂畑七、字砂畑九、字砂畑十三、字江尻割上、字南古川、字稲荷台、字宇多利、字古川、字北古川、字戊高入、字卯高入、字上龍宮、字中龍宮、字古川上、字中瀬、字南大根、字北大根、字城ノ内濱新畑、字新屋敷北新田、字新屋敷南新田、字濱新田、字北卯高、字塩濱、字砂畑四、字砂畑五、字砂畑六、字砂畑十二、字五号、字二一号、字二七号及び字二八号、金田字中曽根、北水口字東、驚字六号、字一〇号、字一一号及び字一二号並びに入山津字五号、字一四号及び字一五号地内

○北陸地方整備局告示第百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
村上市岩崎字白岩三一一番一地内	前	一三・五〇～一八・五〇	〇・〇五九	
	後	一三・五〇～二三・〇〇	〇・〇五九	

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第百二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
南魚沼市竹俣前田一八一番一八から同市四十日字南原二八七九番一まで	前	A 一三・六〇～五五・四〇 B・C 一八・〇〇～一一八・二〇〇	四・八七一 三・九四〇	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 一三・六〇～五五・四〇 B 一八・〇〇～一一八・二〇〇	四・八七一 三・九四〇	

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第百二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	南魚沼市六日町字杉ノ島二五二八番から同市小栗山字長表三二五番一一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十月三十一日

○中部地方整備局告示第百三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
岐阜県可児郡御嵩町井尻字丸山一六番一から同町上恵土字浦畑一〇二四番一〇まで	前	B・A 九・五〇～二六・〇〇	七・二一〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B・A 九・五〇～二六・〇〇 二二・〇〇～三一五・〇〇	七・二一〇 七・二八〇	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

○中部地方整備局告示第百三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
名古屋市守山区喜多山二丁目二八〇一番一から同市守山区喜多山一丁目一〇〇二番まで	前	四九・七四～六七・五七	〇・〇四二	
	後	五七・四六～五八・〇〇	〇・〇四二	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

○近畿地方整備局告示第百八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日　近畿地方整備局長　山田　邦博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
福知山市長田野町一丁目三〇番一地内	前	七〇・八一～七三・一三	〇・四〇〇	
	後	七〇・八一～八一・九〇	〇・四〇〇	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所